

令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表

都道府県名： 新潟県

農業委員会名： 柏崎市農業委員会

I 農業委員会の状況(令和4年4月1日現在)

※ 「I 農業委員会の現況」については、別紙様式1の内容を転記

1 農業委員会の現在の体制

任命・委嘱年月日 令和2年7月20日

任期満了年月日 令和5年7月19日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	19	19
認定農業者	—	12
認定農業者に準ずる者	—	0
女性	—	2
40代以下	—	0
中立委員	—	1

	定数	実数	担当区域数
農地利用最適化推進委員	27	27	14

2 農家・農地等の概要

	経営体数
総農家数	1,649
農業経営体数	1,040

※ 直近の「農林業センサス」又は「農業構造動態調査」に基づいて記入

	農業者数(人)
基幹的農業従事者数	1,013
女性	310
40代以下	65

※ 直近の「農林業センサス」又は「農業構造動態調査」に基づいて記入

	経営体数(経営体)
認定農業者	228
基本構想水準到達者	42
認定新規就農者	5
農業参入法人	2
集落営農経営	37
特定農業団体	0
集落営農組織	37

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畑	計			
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	4,540	345				4,890

※ 直近の「耕地及び作付面積統計」に基づいて記入

II 最適化活動の実施状況

【農業委員会の実績及び点検・評価結果】

※ 「現状及び課題」及び「目標」については、別紙様式1の内容を転記

1 最適化活動の成果目標

(1) 農地の集積

① 現状及び課題

現状	管内の農地面積(A)	これまでの集積面積(B)	集積率(B)/(A)
	4,890 ha	2,589 ha	52.9 %
課題	集積を更に進めるため、人・農地プランとの連携や中間管理事業などの制度を一層活用する必要がある。		

※1 農地面積は、直近の「耕地及び作付面積統計」における耕地面積を記入

※2 「農地の集積」は、経営局長通知の別表1に掲げる者への農地の集積をいう

※3 「集積面積」は、局長通知別表1に掲げる者へ集積された農地の面積をいう(以下同じ。)

② 目標

農地の集積の目標年度	令和 5 年度	集積率	90 %
今年度の新規集積面積	906 ha	農地面積(C)	4,890 ha
今年度末の集積面積(累計)(D)	3,495 ha	(目標)今年度末の集積率 (E)=(D)/(C)	71.5 %

※ 農地の集積の目標年度及び農地集積率には、設定した目標の根拠とした目標の目標年度及び当該目標年度における農地集積率を記入

③ 実績

今年度の新規集積面積	0 ha	農地面積(F)	4,790 ha
今年度末の集積面積(累計)(G)	2,473 ha	今年度末の集積率 (H)=(G)/(F)	51.6 %
目標に対する達成状況(H)/(E)	72.2 %		

農業委員会の点検結果	農地中間管理事業等により農地集積・集約化を図っているものの、農業従事者の高齢化等に伴い担い手が不足が深刻化している中、集積面積の目標を達成することができなかった。
------------	---

※1 今年度の新規集積面積は、当該年中の集積面積(フロー)を記入

※2 今年度末の集積面積(累計)は、年度末時点の集積面積(ストック)を記入

(2) 遊休農地の発生防止・解消

① 現状及び課題

現状	直近の利用状況調査により判明した遊休農地の状況		
	1号遊休農地面積	うち緑区分の遊休農地面積	うち黄区分の遊休農地面積
	0 ha	0 ha	0 ha
	農業従事者の高齢化に伴い、担い手不足が深刻化している中、農地パトロールや日頃の見回り活動によって、遊休農地の発生を未然に防止する。		

② 目標

ア 既存遊休農地の解消

a 緑区分の遊休農地の解消

令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積	0 ha
緑区分の遊休農地の解消目標面積(C)	0 ha

※ 緑区分の遊休農地の解消目標は、令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積の5分の1の面積を記入

b 黄区分の遊休農地の解消

令和3年度の利用状況調査における黄区分の遊休農地	0	ha
--------------------------	---	----

黄区分の遊休農地の解消のための工程表の策定方針	該当がない。	
-------------------------	--------	--

イ 新規発生遊休農地の解消

前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消目標面積	0	ha
---------------------------	---	----

③実績

ア 既存遊休農地の解消

a 緑区分の遊休農地の解消

今年度の緑区分の遊休農地の解消実績面積(D)	-	ha
------------------------	---	----

今年度の目標に対する達成状況(D)/(C)	-	%
-----------------------	---	---

b 黄区分の遊休農地の解消

黄区分の遊休農地の解消に向けた工程表の策定状況	該当がない。	
-------------------------	--------	--

イ 新規発生遊休農地の解消

前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消実績面積	-	ha
---------------------------	---	----

④その他

農地の利用状況調査	調査実施時期		調査結果取りまとめ時期	
	7月～8月		10月～11月	
1号遊休農地の面積	0.0	ha	うち緑区分の遊休農地	0.0 ha
			うち黄区分の遊休農地	0.0 ha
農地の利用意向調査	調査実施時期		調査結果取りまとめ時期	
	該当がない。		該当がない。	

農業委員会の点検結果	農地パトロールや日頃の見回り活動の成果によって、遊休農地の発生を防止することができた。
------------	---

(3)新規参入の促進

①現状及び課題

現状	令和元年度新規参入者		令和2年度新規参入者		令和3年度新規参入者	
	1	経営体	0	経営体	0	経営体
	1.56	ha	0	ha	0	ha
課題	法人雇用や親元就農での参入はあるものの、独立経営での新規参入には厳しい現状がある。					

※ 現状欄は、直近3年度の新規参入した経営体数と当該経営体に集積した農地面積を記入

②目標

権利移動面積	平成28年度		平成29年度		平成30年度		平均	
	243	ha	386	ha	210	ha	280	ha
新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積(A)	28.0		ha					

※1 過去3年間の権利移動面積は、農地法(昭和27年法律第229号)第3条第1項に基づく許可及び農業経営基盤強化促進法第19条に基づき公告された農用地利用集積計画による権利移動面積(有償所有権移転(所有権に基づいて耕作の事業に供していたものに限る。)及び賃借権の設定並びに利用権の設定に限る。)を記入

※2 目標面積は、過去3年度の権利移動面積の平均の1割以上を記入

③実績

新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表した農地の面積(B)	11.8	ha
公表URL	https://www.city.kashiwazaki.lg.jp/soshikiichiran/nogyoinkaijimukyoku/index.html	(その他の公表方法)
目標に対する達成状況(B)/(A)	42.1	%
(参考)新規参入者の参入状況 新規参入を希望する者が複数の地区に存在し、随時、委員と相談をしながら、関係機関と協議していることは承知しているものの、独立経営での実現に至らなかった。	参入経営体数	0 経営体
	取得農地面積	0.0 ha

農業委員会の点検結果	出し手からの相談はあるものの、農地が荒れることを心配し、すぐにでも耕作してもらいたい意向が強いことから、相談を受けた委員自らが受け手となることがほとんどで、新規参入者への貸付同意までに至らない事例が多い。また、出し手の売却の意向も強い。
------------	--

※ 参入経営体数は、農地を取得して新たに農業に参入した経営体数を記入

2 最適化活動の活動目標

(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標

1人当たりの活動日数	10	日/月	最適化活動を行う農業委員の人数	18	人
			農地利用最適化推進委員の人数	27	人

(2) 活動強化月間の設定

①目標

活動強化月間の設定回数	3	回
-------------	---	---

取組時期	取組項目	強化月間の内容
6月	遊休農地の解消	農繁期の作業に従事しながら、農地の見回り活動を行う。耕作されていない土地が存在していないか、早い段階から把握し、遊休農地の発生を未然に防止する。
8月	農地の集積	利用権設定に関してこれまでの体験を発表してもらい、それを踏まえて意見交換を行う。10月の利用権設定(新規、更新)に向けて情報を共有する。
10月	新規参入の促進	新規参入の動向を共有する。各地区での事例を交換する。課題を洗い出し、その解決手法を検討する。さらに、新規参入者への貸付等についても取りまとめる。

※1 取組項目欄は、①農地の集積、②遊休農地の発生防止・解消、③新規参入の促進のいずれかを記入

※2 強化月間の内容欄は、活動強化月間の具体的な取組の内容を記入

②実績

活動強化月間の設定回数	3	回
-------------	---	---

取組時期	取組項目	強化月間の結果
6月	遊休農地の解消	農作業に従事しながら、見回り活動を行った。6月30日には「遊休農地の発生の未然防止」をテーマに意見交換会を開催。地域の取組と課題を共有した。
9月	農地の集積	8月31日に「農地の集積」をテーマに意見交換会を開催。利用権設定について経験を発表してもらい、他の委員の様子を参考にしながら、10月の利用権設定に向けて取り組んだ。
12月	新規参入の促進	12月から翌年1月にかけて、6回にわたり意見交換会を開催した。各委員から地域における状況を紹介し、課題を洗い出した。農政会議において、新規就農者が利用しやすい助成制度などで、農政会議で協議を継続している。

※ 強化月間の結果欄は、強化月間中に行った具体的な取組の内容とその結果生じた効果等の内容を記入

(3)新規参入相談会への参加

①目標

新規参入相談会への参加回数	2 回
---------------	-----

開催時期	8月	相談会名	新規就農・就業チャレンジフェア
参加者数	1人	開催場所	新潟市
相談会の内容	・就農・就学ガイダンス ・農業法人等会社説明会 ・個別就業相談会		
開催時期	10月	相談会名	新規就農・就業チャレンジフェア
参加者数	1人	開催場所	新潟市
相談会の内容	・就農・就学ガイダンス ・農業法人等会社説明会 ・個別就業相談会		

※1 新規参入相談会への参加回数欄は、推進委員等が1名以上参加する相談会の数を記入
(参加者数によらず、1名以上が参加する新規参入相談会ごとに1回とする)

※2 複数の新規参入相談会に参加する場合は、適宜、開催時期以下の欄を追加する

②実績

新規参入相談会への参加回数	1 回
---------------	-----

開催時期	令和4年8月20日	相談会名	農林業新規就農・就業チャレンジフェア
参加者数	2人	開催場所	燕三条地場産業振興センター メッセピア
相談会の内容	県内から約20の出展者が参加し、それぞれのPRを行い、設けた出展ブースで就農希望者の相談に応じていた。会長と職務代理者が参加し、出展者の組織データ及び求人データ、就農希望者の年代・性別や出展者の対応の様子などを確認した。		
開催時期		相談会名	
参加者数		開催場所	
相談会の内容			

※1 新規参入相談会への参加回数欄は、推進委員等が1名以上参加した相談会の数を記入
(参加者数によらず、1名以上が参加した新規参入相談会ごとに1回とする)

※2 複数の新規参入相談会に参加した場合は、適宜、開催時期以下の欄を追加する(評価点欄は追加しない)

目標の達成状況の評語

目標に対して期待どおりの結果が得られた。

※ 別表に基づいて成果目標及び活動目標の各目標の達成状況に対する評語を記入

【推進委員等の点検・評価結果】

評語	推進委員等の人数
目標に対し期待を大幅に上回る結果が得られた	0
目標に対し期待を上回る結果が得られた	21
目標に対して期待どおりの結果が得られた	14
目標に対して期待を(やや)下回る結果となった	10

※ 別表に基づいて成果目標及び活動目標の各目標の達成状況に対する評語ごとの該当する推進委員等の人数を記入

Ⅲ 事務の実施状況

都道府県名：新潟県
 農業委員会名：柏崎市農業委員会

1 総会、部会の開催実績

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考(定例開催以外の理由)
総会	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
農地会議							1						
農政会議					1				1				
情報会議			1	1		1	1	1					

※ 総会又は部会の月ごとの開催回数を記入

2 農地法第3条に基づく許可事務

1年間の処理件数		49 件	うち許可	49 件		
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から	28 日	処理期間(平均)	20 日
	総会開催日の公表	公表している		申請書締切日の公表	公表している	

3 農地転用に関する事務(意見を付して知事への送付)

権限移譲の状況 (当てはまるものに○)	・農地法第4条第1項の規定に基づく指定市町村に指定					
	・地方自治法第252条の17の2第1項に基づき市町村長へ事務委任					
	○	・地方自治法第180条の2に基づき市町村長から農業委員会へ事務委任				
1年間の処理件数	101 件	うち許可相当	101 件	うち不許可相当	0 件	
処理期間	標準処理期間	申請書受理から	42 日	処理期間(平均)	30 日	

4 違反転用への対応

現 状	管内の農地面積	年度末時点の違反転用面積
	4,790 ha	0.69 ha
違反転用解消のために実施した活動内容	違反転用者の指導を継続し、令和4年6月に原状回復計画書を提出させた結果、1件の違反転用を解消することができた。	
実 績	違反転用解消面積	0.22 ha

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 違反転用面積は、管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定に違反して転用されている農地の面積を記入

※3 活動内容は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何日何を行ったのか等について具体的に記入